

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」等の制定に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業名・団体名、役職名及び担当者名) 一般社団法人 北海道消費者協会 総務・組織連携グループ 主幹 中田真紀子
[住所]	札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟
[電話番号]	011-221-4217
[FAX番号]	011-221-4219
[電子メールアドレス]	do@syouhisya.or.jp
<p>[意見]</p> <p>今回の液石法施行規則、同規則の運用・解釈通達の一部改正案、及び取引適正化指針案はいずれも、LPガスを使用している消費者の権利と利益を守ることに寄与するものとして概ね評価できる。</p> <p>特に、料金算定の根拠を明示することやホームページ等での料金公表を販売事業者に義務づけたことは、不透明な契約や料金の是正につながるものとする。</p> <p>しかしながら、消費者がLPガス販売事業者を選択する自由が制限されている賃貸型集合住宅等における諸問題を解消しトラブルを防止するには、なお不十分であると考えられるので、以下の通り要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所 取引適正化指針案 3. 液化石油ガス販売事業者が取り組むべき事項 (2) 液石法 14 条に定める書面を交付する時の説明 (4) 苦情及び問合せへの適切かつ迅速な処理 ・ 意見内容 上記の条項において、液石法 14 条に定める書面交付時、及び「集合住宅入居予定者を含め、一般消費者から寄せられる苦情及び問い合わせ」に対しLPガス販売事業者の説明責任や対応について示しているが、賃貸集合住宅の入居契約時における入居予定者に対する家主（もしくは不動産管理会社等）の説明責任についても、何らかの形で明記していただきたい。 ・ 理由 賃貸型集合住宅の入居者はLPガス事業者を自由に選択できない実態を考慮すると、入居契約に至る前に、液石法第 14 条（液石法施行規則第 13 条第 5～9 号）に定める事項について、入居予定者が家主（もしくは不動産管理会社等）から説明を受けることが重要である。 入居予定者が自らそれについて家主側に問い合わせない場合、入居（契約）後にLPガス販売事業者から交付される書面等で初めて料金等の詳細を知り、トラブルに至る事例が多いと思われる。 室内配管やガス器具等の設置費用をLPガス販売事業者が負担する「無償配管」の多くが賃貸住宅のオーナーや建設会社からLPガス事業者への圧力、もしくは双方のもたれ合いによって行われていることから、入居予定者に対する一義的な説明責任はLPガス販売事業者ではなく、むしろ家主側にあることを明確にする必要がある。 <p>仮に、家主側の責任に言及することが液石法の範疇を超える問題であるなら、関係法令に照らして規制・指導すべきである。それを放置して、単にLPガス事業者の責任に帰す限り、不透明な契約やトラブルは根絶できないと考える。</p>	